

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	戸籍住民課
委 託 業 務 名	住基・戸籍システム利用端末追加セットアップ業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町
概 要	氏名の振り仮名法制化に伴い増台した端末 7 台が住民基本台帳システム及び戸籍システムを使用できるようにセットアップする作業
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 5 日 から 令和 7 年 5 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 5 日
契 約 金 額	1, 5 5 1, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 1 〔名 称〕 富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(京都)
契約相手方の 選 定 理 由	当該事業者は、戸籍住民課で使用する住民基本台帳システム及び戸籍システムの製造元であり、ソフトウェアの知的財産権を有しソースコードも公開していないことから、当該事業者が端末の設定作業を行える唯一の事業者であるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。